

農業委員会委員の定数及び任期の取扱い

調 整 内 容

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は40人とする。
- (2) 農業委員会の選挙による委員の選挙については、各市町村の区域をもって選挙区を設けるものとする。
ただし、鶴岡市を区域とする選挙区については、3つの選挙区とする。
- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、各市町村の農業委員会の選挙による委員については、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併の日から平成17年7月19日まで引き続き在任する。
ただし、在任する委員の定数は41人とし、各市町村の農業委員会ごとの人数については、鶴岡市農業委員会13人、藤島町農業委員会5人、羽黒町農業委員会5人、櫛引町農業委員会6人、三川町農業委員会4人、朝日村農業委員会4人、温海町農業委員会4人とする。

平成16年3月30日

庄内南部地区合併協議会

会長 富 塚 陽 一 様

鶴岡市農業委員会

会長 石 井

善兵衛

藤島町農業委員会

会長 奥 泉

英 一

羽黒町農業委員会

会長 本 間

洋 一

櫛引町農業委員会

会長 菅 原

吉 勝

三川町農業委員会

会長 石 川

長 海

朝日村農業委員会

会長 難 波

久 男

温海町農業委員会

会長 五十嵐

豊 作



合併後の新農業委員会の委員定数等について（報告）

市町村合併により農業委員会はどうあるべきなのか、また、その選択肢も多いことから、特に重要と思われる事項について、平成15年7月18日から自主的に7市町村の農業委員会会長、会長職務代理、事務局長による協議を重ねてきたところであります。

こうした中で、平成16年2月16日、庄南合発第64号により、貴職から、農業委員会としての意見がまとまりましたら報告するようにとのご照会をいただきましたので、その意向を受け協議を重ねた結果、意見の全会一致を見ましたのでご報告いたします。



1 新市の農業委員会の数について

新市の農業委員会の数は、一つとする。

2 新市の選挙委員の定数等について

(1) 農業委員会等に関する法律第7条第1項に規定する定数については、40人とする。

(2) 選挙区については、農地管理等の観点から、複数の選挙区を設けることとし、その数は鶴岡市3選挙区、藤島町1選挙区、羽黒町1選挙区、櫛引町1選挙区、三川町1選挙区、朝日村1選挙区、温海町1選挙区とする。

(3) 各選挙区の定数については、法第10条の2第3項に基づき、おおむね選挙人の数の比例とする。

3 市町村の合併の特例に関する法律の適用について

(1) 新市の発足時においては、農業委員会が廃止され、選挙委員も身分を失うことになり、市民サービスができなくなることから、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項を適用し、選挙委員について、41人を平成17年7月の全国的な農業委員の統一選挙まで在任する。

(2) 在任特例期間中における選挙委員の定数は、鶴岡市13人、藤島町5人、羽黒町5人、櫛引町6人、三川町4人、朝日村4人、温海町4人とする。

1．庄内南部地区の農業委員会の状況									
区 分		鶴岡市	藤島町	羽黒町	櫛引町	三川町	朝日村	温海町	計
行政区域面積(ha)		23,391	6,322	10,961	8,018	3,321	56,917	25,540	134,470
農地面積(ha)		6,469	3,551	3,201	2,008	2,231	1,011	635	19,106
農家戸数(戸)		2,396	1,081	1,073	933	684	701	760	7,628
農業者数(人)		7,122	2,180	2,120	3,075	1,702	1,788	2,038	20,025
委員定数	選挙委員	22	13	16	15 (14)	15 (13)	13	10	104 (101)
	選任委員	5	4	5	3	3	3	5	28
選挙区設置状況		5	無	無	無	無	無	無	
任 期		H14.7.20 H17.7.19	H13.12.15 H16.12.14	H14.3.20 H17.3.19	H14.1.20 H17.1.19	H13.8.12 H16.8.11	H14.4.15 H17.4.14	H13.10.1 H16.9.30	
【備考】 (1) 行政区域面積 (国土地理院「平成14年全国都道府県市町村面積調」) (2) 農地面積、農家戸数 (2000年「世界農林業センサス」) (3) 農業者数 (平成15年1月1日現在選挙人名簿登載農業者数) (4) 櫛引町、三川町選挙委員定数()内は現員数									
2．農業委員会の設置 (農業委員会法)									
1. 原則として農業委員会は1市町村につき1つとされていますが、市町村面積(24,000ha 以上)、又は農地面積(7,000ha 以上)のいずれかの要件を満たしているときは、当該市町村の区域を2つ以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができるとされています。									
2. 市町村の合併が行われる場合において、合併前の市町村に設置されていた農業委員会がその区域を変更せずそのまま新市の農業委員会(7農業委員会)として存続することができる特例も設けられています。									
3．選挙による委員の定数の基準 (農業委員会法)									
選挙委員 の 定 数	区 分					定数の基準	備 考		
	1	(1) その区域内の農地面積が1,300ha 以下の農業委員会 (2) 基準農業者数が1,100 以下の農業委員会				20 人以下	基準農業者数とは、 10 a 以上の農地につ き耕作の業務を営む 個人の世帯数及び農 業生産法人数の合 計。		
	2	1 及び 3 に掲げる農業委員会以外の農業委員会				30 人以下			
	3	その区域内の農地面積が5,000ha を超え、かつ基準農業者 数が6,000 を超える農業委員会				40 人以下			

4 . 選挙区の設置基準 (農業委員会法、同施行令)

- 1 . 選挙区の設置基準は、全ての選挙区につき区域内の農地面積が5 0 0ha 以上となるか、又は基準農業者数(農家数)が6 0 0以上になる場合は、条例で選挙区を設置できると規定されており、従って7市町村においては全てこの基準を満たしており選挙区を設けることができます。
- 2 . 選挙区を設置した場合は、各選挙区の委員定数は、概ね選挙人の数に比例して条例で定めなければならないとされています。

5 . 委員の定数及び任期の取扱い(新設) (合併特例法)

- 1 . 市町村の合併が行われた場合、新設合併であれば合併関係市町村の農業委員会の委員はすべて身分を失うこととなりますが、合併特例法では農業委員会の委員の任期及び定数に関する特例措置が定められています。

原 則

新設合併	選挙委員	選任委員
	身分喪失	身分喪失

合併特例法の適用(在任特例)

新設合併	選挙委員		選任委員
	定数	任期	
	1 0人以上8 0人以内	合併の日から1年以内	身分喪失

6 . 在任特例を適用した場合の在任する選挙委員の選出方法について (合併特例法)

在任特例期間中に在任する選挙委員については、合併時まで農業委員の互選により定めることとなります。